

# 総務市民委員会 会議録

=====  
日 時 平成31年2月25日（月曜日）  
午前10時開会、午後2時11分閉会  
場 所 第3委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  
  - 2 委員長あいさつ
  
  - 3 協議事項  
（1）消防本部関係  
（2）市長公室関係  
（3）総務部関係  
（4）市民生活部関係
  
  - 4 その他
  
  - 5 閉 会
- 

## 出席委員（9名）

委員長	平石	勝司
副委員長	島岡	宏明
委 員	沼田	義雄
委 員	久松	猛
委 員	矢口	迪夫
委 員	吉田	博史
委 員	海老原	一郎
委 員	篠塚	昌毅
委 員	今野	貴子

---

## 欠席委員（0名）

---

## 説明のため出席した者（18名）

市長公室長	船 沢	一 郎
-------	-----	-----

総務部長	望 月 亮 一
市民生活部長	小松澤 文 雄
消防長	飯 村 甚
消防次長	相 澤 浩
政策企画課長	山 口 正 通
財政課長	佐 藤 亨
広報広聴課長	羽 成 健 之
総務課長	真 家 達 成
管財課長	渡 辺 善 弘
選挙管理委員会書記次長	真 家 達 成
市民活動課長	飯 泉 貴 史
生活安全課長	下 村 浩
環境保全課長	水 田 和 広
環境衛生課長	五 来 顕
消防総務課長	檜 山 保 明
予防課長	谷田貝 修
警防救急課長	嶋 田 邦 彦

---

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

---



---

傍聴者（0名）

男 0名

女 0名

---

○平石委員長 おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。

今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

これより消防本部の案件について協議を行う。消防本部資料に基づき、平成31年度消防費主要事業の概要について説明願います。

○檜山消防総務課長 資料の1ページをお願いいたします。消防団車庫整備事業でございます。当該事業の目的につきましては、老朽化した消防団車庫の耐震性耐久性を確保するための更新整備事業でございます。事業の概要につきましては、昭和57年建築で

築後37年を経過する第15分団。こちらは神立中央一丁目地内の車庫を解体し、同一町内の新たな場所へ新築するものでございます。今回の車庫の特徴としましては、現行よりも広い敷地を確保できたことにより、平屋建ての建物といたしました。予算額としましては、2,422万2,000円の事業でございます。団車庫のイメージとして平成29年度に新築しました第33分団上坂田地内の写真を掲載してございます。説明については以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、第27回土浦市火災予防ポスター展表彰式について説明願います。

○谷田貝予防課長 2ページをご覧ください。第27回土浦市火災予防ポスター展表彰式について報告いたします。開催日時は平成31年3月2日、土曜日10時から消防本部3階講堂で実施いたします。目的としましては、市内の小中学生から火災予防に係るポスターを募り火災予防週間前後の週に展示し、火災予防の普及発展を図ることが目的でございます。小学校低学年の部から13点、高学年の部から28点、中学校の部から11点、合計52点の応募があり、ポスター展示を秋の火災予防週間前後の昨年11月2日から11日までが、市民活動コーナーで展示しました。翌12日から21日までイオン土浦店内で展示を実施いたしました。また、審査会を10月23日に消防本部にて実施いたしました。受賞者は表のとおりでございます。裏面に受賞者の写真を掲示しております。上段の3作品が各部門の最優秀賞作品でございます。この中から高学年の部。土浦第二小学校6年生の作品を火災予防ポスターとして500枚作成し、市内の事業所等に配布いたします。また、それ以外の入賞作品を第36回茨城県火災予防ポスターコンクールに推薦したところ新治学園義務教育学校8年生の作品が最優秀賞に選ばれ火災予防ポスター2,000枚を茨城県で作成し、各消防本部に配布いたしました。以上です。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○海老原委員 これは表彰式があったと思うんだけど、賞状だけですか。

○谷田貝予防課長 3月2日に表彰式をやるのですが、賞状と記念品。文房具の記念品を配布する予定です。

○平石委員長 その他、何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、バイスタンダーサポート体制「サンキューカード」の配布開始について説明願います。

○嶋田警防救急課長 お手元にお配りいたしましたサンキューカードについてのご説明をいたします。資料の方は3ページとなります。1. カード名称、サンキューカード。これは名刺サイズとなります。2. 配布日にあっては平成31年1月1日0時00分入電の救急出場から配布しております。3. 目的ですが、救急現場などで応急手当を実施してい

ただいた方に感謝の気持ちと相談先を示したカードを配布することによって安心して応急手当が行なえるよう、身体的心理的な不安を抱えた方への相談窓口を開設しサポート体制を確立するものでございます。交通事故の現場などで怪我をされた方に応急手当をした場合。血液が目に入ったり口に入ったりというような場合など感染症にかかってしまうのではないかなどという不安を取り除くための相談窓口を警防救急課に設けるものです。相談しても不安が取り除けない方の場合は、月1回保健センターで開設されておりますこちらの相談窓口。この窓口は土浦厚生病院の先生が対応していらっしゃいます。この窓口を紹介するような手はずになっております。4. カード配布対象者につきましては、救急事故現場において応急手当を実施していただいた方。(2)として消防隊、救急隊が必要と判断した方となります。原則として、応急救護義務が発生する家族、施設関係者などは対象外となります。カードのデザインはお配りしたものととなります。説明は以上となります。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○篠塚委員 サンキューカードを作るにあたっては、こういう事例はいくつかあったのですか。

○嶋田警防救急課長 いままで大きな事例というのは、そうあるものではなくて、年間あっても1件ないし、2件というところでございます。

○今野委員 これを配布するタイミングというのは、救急車を乗っている方が現場について応急処置をしている方に無条件にお渡しするということですか。

○嶋田警防救急課長 このカードは救急車全部に乗せてあります。救急車が現場につきまして、応急手当をやっていただいた方に救急隊が1枚ずつ。番号が振ってありますので、どういう事故で配ったというのがわかるようになっております。後で感染症になった場合、どこの病院に運んだということが結構簡単に見つけられることができますので。

○今野委員 応急処置をした方の要請はなくて、処置した方は無条件で渡すということ。

○嶋田警防救急課長 ご説明の中で、家族、施設の職員などは、応急手当をするのが義務みたいなところもありますので。例えば、まったく関係ない方。道路でたまたま事故を見て手伝いをした方とか、そういう場合にお配りするような形になっています。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、平成30年中災害概要について説明願います。

○嶋田警防救急課長 平成30年中災害概要についてご説明いたします。1. 火災概要、(1)火災発生件数ですが、平成30年中の火災は39件で、内訳。建物火災が19件。林野火災が1件。車両火災が4件。船舶火災はありませんでした。総件数で平成29年中と比べて9件の増となっております。(2)死傷者ですが、火災によって亡くなられた方は2人。負傷者は17人となっておりますが、この内10人は花火大会のけがによるものです。残りの7人については、火を出した人などが初期消火によりやけどをしたものです。(3)主な火災の原因といたしまして、放火1件。放火の疑いが2件。たばこが原因のものが3件。コンロが2件。たき火が3件となっております。続き

まして、2. 救急概要ですが、(1) 救急出動件数ですが、7, 364件で127件の増加となっております。搬送件数は6, 751件で183件の増。搬送人員は6, 829人で158人の増。傷病程度ですが搬送人員は軽症が最も多く3, 642人。中等症が2, 512人。重症が566人。死亡が91人となっております。バイスタンダーAEDの実施件数1件となっておりますが、実際にAEDパットを貼ったのが7件ございます。その内で電気ショックを行なったのが1件という数字になったものでございます。次に、救助概要ですが、出動が109件で、22件の増。救助活動件数は68件で、16件の増。救助した人員は61人で、15人の増加となっております。報告は以上となります。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○矢口委員 単純に29年度より若干ずつ増えている要因はあるの。

○嶋田警防救急課長 年齢別で見たところなんですけど、新生児、乳幼児、少年、成人、高齢者と分けまして、その中で高齢者の搬送がやはり増えているという要因がございます。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 その他消防本部から何かありますか。

○檜山消防総務課長 口頭で報告させていただきます。18m級はしご車の廃車についてご報告させていただきます。本市ではこれまで18m級、35m級のはしご車を2台で消防業務に当たってきた所でございます。しかしながらはしご車のような特殊車両を維持するには年の点検費用や5年ごとの高額なオーバーホール費用などが掛かります。そのような中近隣消防本部との総合応援協定がすでに確立されていることから運用後18年が経過した18m級はしご車を廃止し、35m級のはしご車の1台体制とする効率的な運用の見直しを図るものでございます。廃車につきましては、今月21日の車検満了をもって、運用を停止してございます。廃車後の対応といたしましては、結城市にございます城西病院、公益財団法人茨城国際親善厚生財団へ無償譲渡し、海外にて有効活用していただきます。説明は以上でございます。

○平石委員長 その他、何かありますか。

○嶋田警防救急課長 平成31年度の土浦市水防訓練ですが、6月1日土曜日に佐野子地内桜川左岸河川敷で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

消防本部の皆さんは退席して結構です。

(消防本部退席)

(市長公室入室)

○平石委員長 これより市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づ

き、土浦市亀城プラザ条例の一部改正について説明願います。

○山口政策企画課長 土浦市亀城プラザ条例の一部改正についてでございます。今回の改正は、本年10月から消費税及び地方消費税が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税の適正な転化が図れるよう、亀城プラザの施設及び附属設備の利用料金の見直しを行うものです。利用料金の変更につきましては、2ページの一覧表のとおりとなります。上段が施設に係る利用料金でございますが、ホールや会議室等の施設ごと、時間帯ごとに現行料金、改正後料金が記載してございます。下段が附属設備に係る利用料金の一覧となっておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。1ページにお戻りいただいて、2番の(2)にございますように、この他、一部、文言の修正がございます。新旧対照表の一番右が現行の条文、真ん中が新たな条文案となっております。上段、第7条及び第14条が法律に合わせた表現への修正、下段が別表の附属設備の名称変更となります。施行日は10月1日となりますが、施行日以前に使用許可を得た場合は、現行の料金が適用となります。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、平成31年度予算(案)について2件ありますので順番に説明願います。まず、ふるさと土浦応援寄付事業を説明願います。

○山口政策企画課長 続きまして、平成31年度の予算(案)につきまして、順次ご説明させていただきます。ふるさと土浦応援寄付事業でございます。ご案内の通り、ふるさと納税は、地元の特産品等を広くPRするとともに自主財源確保を目的として実施するものです。事業概要の欄にもございますが、平成20年度に事業を開始しましたところ、導入当初は件数で10件程度、金額で100万円から300万円で推移しておりましたが、平成27年の9月に返礼品の送付を開始したところ寄付が急増し、平成29年度は3億1,485万円の寄付がございました。しかしながら、本年度につきましては、昨年度に比べますと大幅に寄付が減少しており、本年度末の寄付額は1億円を超える程度と予想されます。寄付が大幅に減少した理由といたしましては、本市では、総務省通知に従って4月から返礼割合を4割から3割以下に引き下げておりますが、9月1日現在でこれに従わない自治体が246団体あり、これらの自治体に寄付が集中しております。また、地場産品以外の返礼品を送付している自治体も190団体あり、地場産品の範囲を超えた返礼品を送付している自治体に寄付が集中した実態があります。6月以降、こうした行為はふるさと納税と認められなくなるので、6月までは今後もこうした自治体への駆け込み寄付が予想される。一方で6月以降は、返礼割合がどの自治体でも3割以下の同条件となるので、ふるさと納税の趣旨の範囲内でいかに魅力的な返礼品が用意できるかとなる。このようなことから、新年度の予算につきましては、歳入見込みを本年度と同程度の1億円としております。また、これに伴う歳出といたしまして、お礼品代金、送料、及びPR、寄付管理、配送管理等の一括委託料など、5,803万円を計上しております。なお、本市におきましては、今後もふるさと納税の趣旨に沿っ

たうえで、まずは正攻法の対策として、魅力的で特徴のある返礼品の開発や、ふるさと納税のPRを行っているところです。ふるさと土浦応援寄付事業については、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、水郷筑波サイクリング環境整備事業を説明願います。

○山口政策企画課長 続きまして、水郷筑波サイクリング環境整備事業についてでございます。水郷筑波サイクリング環境整備事業は、総延長180kmを誇る「つくば霞ヶ浦りんりんロード」をはじめ、サイクリング拠点となる「りんりんスクエア土浦」、3月にオープン予定の「りんりんポート土浦」などハード面の整備に続いて、今後はソフト事業を展開し、サイクリストをはじめとした観光客の来訪等により、交流人口の拡大と街の賑わいの創出を図るものです。事業の概要欄、中ほどの今年度の事業内容をご覧ください。1つ目の自転車のまちづくり構想策定事業は、いわゆる自転車活用推進計画でございまして、本市の自転車施策の最上位計画となるものです。推進計画は、平成29年に施行されました自転車活用推進法の中で、地域の実情に応じた自転車の活用に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならないとされており、本市においても、サイクリングのまちづくり、自転車のまちづくりを総合的かつ戦略的に展開するため策定するものでございます。その右隣、広域レンタサイクルにつきましても、平成27年度から始まりまして、乗り捨て可能なレンタサイクル事業を8市町、土浦・石岡・桜川・つくば・かすみがうら・行方・潮来・阿見で連携して実施する予定で、その負担金として78万5,000円を計上しております。また、利活用推進協議会事業は、昨年7月に発足した、県及び14市町村、関係団体、一般企業で構成する「つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会」の負担金で、連携して情報発信や誘客促進を行うものです。以上が政策企画課の事業となっております。このほか、商工観光課では、霞ヶ浦サイクルツーリズム事業として、サイクリングとクルージングを組み合わせたサイクルーズを、県や行方市、潮来市と連携して実施するほか、まちを自転車で散策する散走会などのサイクリングイベントや、情報発信事業としてサイクリングアプリの運用を行います。政策企画課、商工観光課、また自転車ネットワーク計画を策定する都市計画課、合わせて1,030万円の予算となっておりますが、このうち、約2分の1について地方創生推進交付金の交付を見込んでおります。水郷筑波サイクリング環境整備事業は、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、東京海上日動火災保険株式会社との包括連携協定概要についてを説明願います。

○山口政策企画課長 続きまして東京海上日動火災保険株式会社との包括連携協定につ

いてでございます。2番の協定の目的にもございますように、地方創生の実現に資するため、農業支援や各種危機管理支援、医療・介護事業者支援など各種取組の推進について同社と連携することにより、事業を効果的・効率的に実施し、内容を魅力的かつ充実したものにするため、包括連携協定を締結するものです。今回の協定の項目につきましては3番の協定事項をご覧ください。具体的実施事項は、(1)インバウンド対応

(2)海外展開支援(3)農業支援(4)健康経営・働き方改革支援(5)BCP策定支援(事業継続計画・業務継続計画)など、記載の20項目になります。具体的には、

(5)のBCP策定(災害時の業務継続計画)において協力いただけないか協議しているところです。また、この他、具体的な取組内容や実施方法につきましては、今後、双方の担当者同士で詰めていくこととなります。また、4番にございますように、3月4日に東京海上日動火災保険株式会社と締結式を開催する予定となっております。茨城県内での同社との包括連携協定の締結は、つくば市に次いで2市目となります。また、本市にとりましては、今年度、第一生命保険株式会社、あいおいニッセイ損害保険株式会社に次いで、3社目の包括連携協定の締結となります。説明は、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、旧宍塚小学校の利活用についてを説明願います。

○山口政策企画課長 続きまして6ページをお願いいたします。旧宍塚小学校の利活用についてでございます。1番をご覧くださいと思います。公共施設跡地の利活用事業につきましては、ご案内のとおり、跡地が市民全体の貴重な財産であるとの認識のもと、まちづくりの観点や将来の健全財政などを考慮しながら、利活用方法の検討を進めているところでございます。具体的には、公共施設の適正配置や有効活用の観点から、他の公共施設への転用を最優先として検討を進めたうえで、今後、公共施設としての利用が見込めない施設、転用が難しい施設につきましては、積極的に売却することを検討しており、課題が整理されたものから、順次、個別に対応を進めているところです。2番にもございますように、現時点で用途廃止、または用途廃止が見込まれる公共施設は、記載してあります19施設となっております。現在の進捗状況につきましては、本年度、旧幼稚園3園について公募型のプロポーザルを実施し、旧第二幼稚園と大岩田幼稚園については、売却先が決定し、旧都和幼稚園は引き続き公募を実施しているところです。このように公共施設跡地の利活用を進めている中で、懸案となっております旧宍塚小学校の利活用方法についてでございます。旧宍塚小学校は、平成26年3月に閉校となって以来、私立幼稚園の暫定利用はございましたが、具体的な利活用方法は定まっておりました。この間、地区の皆様からは、公共施設としての活用を図る要望が出されておりました。また、外部委員で組織された公共施設跡地利活用方針策定委員会からの提言を基に策定した利活用方針では「転用」を基本とする方針が示されておりました。こうした方針等や市全体の公共施設跡地利活用を考慮し、旧宍塚小学校を教育相談室と公用文書書庫との複合施設へ転用したいと考えております。具体的には、校舎



の1階を公用文書の書庫，2階を教育相談室と書庫として活用するものでございます。なお，これまで暫定利用として開放しておりました体育館とグラウンドは，正式にスポーツ等の利用のため開放いたします。また，現在，旧宍塚小学校は避難所として指定されておりますが，今後もこれまでどおり避難所としての機能は維持・継続いたします。続きまして，5番をご覧ください。今回の転用の効果についてとしてでございますが，先ほど市全体の公共施設跡地利活用の推進を考慮したうえでと申し上げましたが，今回の旧宍塚小学校の利活用により，その他の公共施設跡地の利活用の推進につながるものと考えております。まず（1）にもございますように，教育相談室として使用しております真鍋事務庁舎は，築後約50年と老朽化が進んでいることから，自然豊かな旧宍塚小学校へ移転することにより，安全かつ充実した教育環境が確保できます。また，移転後の真鍋事務庁舎については，老朽化が著しいことから取り壊し，現在改修中の市民会館の駐車場として活用する予定です。次に（2）にもございますように，公用文書の書庫は現在，国分書庫，旧本庁舎の電動書庫，旧病舎組合に点在しており，将来的には不足することも予想されております。これらを集約することで，備品倉庫として活用している旧本庁舎，旧高津庁舎，旧中央出張所，川口二丁目倉庫の備品を空いた国分書庫に集約する予定です。この集約によって，備品倉庫として活用している各施設の課題整理につながり，これらの施設の利活用を推進して参りたいと考えております。説明につきましては以上です。

○平石委員長 この件について何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に，第6次土浦市行財政改革大綱についてを説明願います。

○山口政策企画課長 続きまして，第6次土浦市行財政改革大綱についてでございます。現在の第5次行財政改革大綱が，今年度で終了となりますことから，外部委員10名で構成いたします土浦市行財政改革推進委員会において，昨年8月から4回にわたる審議を経たうえで，ご提言をいただき，平成31年度から平成35年度までの5年間を推進期間とする第6次行革大綱がまとまりましたので，ご報告させていただきます。12ページをお願いいたします。まず，大綱の位置付けでございますが，下の図にもありますように，総合計画の将来像である「みず・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」の実現に向けて，総合計画推進の基本姿勢である「行財政改革の推進と市民サービスの向上」のもと，3つの改革の視点により，6つの改革の基本方針及び16の改革項目を定め，行財政運営を効果的・効率的に推進するものです。恐れ入りますが，別添の第6次土浦市行財政改革大綱の16ページをお願いいたします。基本理念を「改革と協働で創る未来の土浦」とし，市民の皆さまの視点に立ち，市民満足度の高いサービスを継続的に提供できる効果的・効果的な行財政システムを構築するため，「市民の視点」「協働の視点」「健全財政の視点」の3つの視点を踏まえ，「市民との協働・地域力の強化」「持続可能な財政運営の確立」「効率的・効果的な行政運営の確立」「機能的な組織・人材づくり」「適正な公共施設マネジメントの推進」「情報発信・I C

T社会への対応」の6つの基本方針と右側に記載してございます16の改革項目を定め、行財政改革を推進していくものでございます。新大綱は、国の動向や市の現状と今後の見通しを踏まえ、厳しい財政状況や老朽化した公共施設等への対応、簡素で効率的な行財政システムの確立を推進するため、平成31年度から平成35年度までを計画期間とし、「市民との協働・地域力の強化」「持続可能な財政運営の確立」「効率的・効果的な行政運営の確立」「機能的な組織・人材づくり」「適正な公共施設マネジメントの推進」「情報発信・ICT社会への対応」の6つを基本方針として定め、行財政改革を推進していくものでございます。また、図の一番下でございますが、この新大綱のもと、個別、具体的な実施計画を位置付け、毎年度進行管理を実施し、適切な見直しを行いながら、その取組状況や成果について議会や市民の皆様にご公表して参ります。この新大綱は、まだ製本には至っておりませんが、委員の皆様には事前にお配りさせていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。  
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、公共施設再編計画についてを説明願います。

○山口政策企画課長 続きまして、公共施設再編計画についてでございます。今回は、こちらA3版の概要版を使って説明させていただきます。まず初めに、この再編計画は、インフラ施設や公共施設を対象として平成28年に策定しました公共施設等総合管理計画の3つの基本方針である「施設量適正化の推進」「長寿命化の推進」「適切な施設配置と民間活力の活用」を実現するためのアクションプランとして策定しようというものです。対象施設は、行政施設やコミュニティ・文化施設、学校教育施設等、本市の全建築物施設、8類型、217施設となっております。第2章では公共施設再編の必要性について述べておまして、まず本市の現状は、ご案内の通り、人口は今後も継続的に減少していくことが予想され、財政状況も長期財政見通しによると、高齢化の進展に伴う扶助費の増加や市債の償還に伴う公債費の増加などにより、10億円を上回る収支不足が生じると予想されております。第2章の1の(3)にもございますように、本市の公共施設は、昭和40年代から昭和50年代の急激な人口増加と都市化に伴う行政需要の増大に応じて集中的に整備されたもので、全施設の約60%が建築後30年以上経過しており、今後これらの施設が更新時期を一斉に迎える事態となります。これら施設の更新費用については、右側2番の(1)でございまして、現在の施設を今後40年間維持管理していくために必要な改修・更新費用は、年平均で49.9億円と推計されており、これまでの5年間の平均の投資的経費16.5億円と比較すると33.4億円が不足いたします。こうしたことから、市民共有の財産である公共施設をより有効に活用し、将来にわたり安心、安全で真に必要な公共施設サービスを提供していくためには、公共施設の再編が必要となってまいります。今後の再編方針については、3章でございます。公共施設等総合管理計画では、今後の人口動向を考慮した床面積の縮減と施設の

複合・集約化、長寿命化を進めることにより公共施設の施設総量を、30%縮減することを目標としており、この他、長寿命化の推進と適切な施設配置と民間活力の活用を図ることとしております。申し訳ございませんが、今度は裏面をご覧ください。こうした方針に基づき、今回、全217施設を二通りの方法で評価を実施しております。まず、一つ目が、客観的データにより簡易的に評価を行う方法です。これは、図にもございますように、管理者と利用者の二つの視点から評価を実施するものです。左側の管理者視点では、管理者の立場から重要なマネジメントと考えられる建物劣化度、建物管理度、運用費用度の3つの指標によって、その下でございますが、それぞれに築後年数を数値化した建物性能や耐震性のなど指標ごとに2項目ずつ、6項目の評価を行っております。また、右側の利用者視点も同様に、立地環境度、設置管理度、施設活用度など3指標に、6項目の評価を実施しており、合計で2視点、6指標12項目による評価を実施しております。この簡易評価の結果といたしましては、継続して維持管理すべき施設が69施設、用途変更や統廃合を検討すべき施設が30施設、総量縮減を検討すべき施設が39施設、早急に何らかの対応が必要な施設が79施設となりました。続きまして、定性評価というものを行っております。先ほどご説明いたしました簡易評価は、客観的と申し上げましたが、12項目について、それぞれを単に数値化して評価を行っただけでございますので、それだけで施設の方向性に繋がるものではございません。法的義務付けや利用者数の推移、民間参入の可能性など、これ以外にも様々な要素がございますことから、先ほどの簡易評価とは別に、定性的な要素、目的や有効性、代替性の視点で、それぞれ評価を実施いたしました。なお、客観的データによる簡易評価と、この定性評価の結果は、本編に記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。今回、全公共施設217施設についての評価を実施いたしましたが、今回の評価をもとに、今後は、4番にございます公共施設再編の5つの基本方針に沿って、皆様のご意見を伺いながら、公共施設ごとの長寿命化や統廃合などの具体的な方針に繋げてまいりたいと考えております。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市公共施設等総合管理基金条例の制定（案）についてを説明願います。

○佐藤財政課長 土浦市公共施設等総合管理基金条例の制定（案）についてでございます。条例制定の主旨といたしまして、本市の財政状況については、平成30年度「長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方」において、投資的経費は「土浦市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公共施設等の改修・更新費に毎年度35億円を投資するものとした上で、平成30年度から平成40年度までの累積収支不足額を145億2,000万円と見込んでおります。このような中、公共施設等の整備、改修、更新など、状況の変化に適切に対応していくための財政負担について、年度間の平準化を図るための基金を設置するものでございます。条例の要点といたしまして、基金の対象施設は、公用又は公共用に供する不動産及び動産。主に公共施設・インフラ施設等でございます。動

産としましては、消防車両や厨房機器等、地方債の対象となる備品・設備等でございます。基金の対象経費としましては、公共施設等の整備、改修、更新及び除却に要する資金でございます。施行日は平成31年4月1日となります。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。  
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、平成31年度予算（案）についてシティプロモーション推進事業を説明願います。

○羽成広報広聴課長 まず、平成31年度のシティプロモーション推進事業の予算案についてです。本事業につきましては、事業の目的に記載のとおり、本市を多くの方に知っていただき、「選ばれるまち」となりますよう、「まちの魅力や価値」を向上させながら、まちの成熟・地域活性化を図りまして、「市民の郷土愛醸成」と「交流人口・定住人口の増加」を目指していくものです。事業の概要につきましては、教育をはじめ子育て支援や健康増進・福祉などといった行政サービスや、東京まで意外と近く、不動産価格も手頃で、暮らし易い気候風土といった住環境が持つ強みに加え、本市の「学びのまち」「若者がチャレンジするまち」という特性・潜在力を引き出し、その魅力を発信していきながら、子育て世代を中心とした若者の移住意欲に働きかけていくものです。次年度の予算額672万6,000円の内訳ですが、事業の概要欄に記載の◎3つが大きな取り組みとなります。◎の1番目、「土浦に潜在する 魅力の強化」は、高校生の様々な活動を発表する場を提供します「学祭TUCHIURA」開催に係る、主にチラシ印刷やステージイベント実施時の会場設営・音響などの委託、備品等の借上げなどの経費となっています。◎の2番目、「魅力の集約・編集・発信」は、都内において、首都圏在住者に向け本市の利便性・生活環境の魅力をPRし、来訪の動機付けを図ります「移住定住フェア」の開催に係るパンフレットの制作や会場借上げ料などの経費です。3番目の◎「発信力の強化」の部分では、職員一人ひとりに自分自身が広告塔となる意識を高めるとともに、多様な情報発信媒体の活用に関する基礎的知識の習得など、情報発信力強化のための「シティプロモーション研修」開催などに係る経費と、平成31年度で計画期間が終了します「土浦市シティプロモーション戦略プラン」の第2期プラン策定に係る策定業務の委託やアンケート調査実施などの経費となっています。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。  
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、「学祭TSUCHIURA2018」についてを報告願います。

○羽成広報広聴課長 今年度実施しました事業の報告です。まず「学祭TSUCHIURA2018」について報告いたします。11月24日土曜日、うらら大屋根広場をメインの会場に市役所市民ラウンジ・アルカス土浦など土浦駅西口周辺において開催した

もので、各校から225人の生徒が参加をし、約2,000人の方にご来場いただきました。当日は、うらら大屋根広場会場のオープニング「書道パフォーマンス」を皮切りに、「制服いろいろ学校紹介」、「自慢の部活動披露」などを行いまして、市役所市民ラウンジ会場での「学校紹介展示ブース」の出展などやアルカス土浦会場での「ビブリオバトル」「アート展示」などにつきましても写真のような様子で行われています。今回は、初めての開催ということで想定外のトラブルもあり、参加した生徒たちにも様々な苦勞をかけたが、アンケートの結果では、8割以上の参加者から「とても良かった」「良かった」との感想を持っていただき、そして、約6割の参加者に「参加したい」「参加しても良い」との意向を持っていただいたところです。また一方で、開催時期や場所、企画内容などの改善に対する意見も寄せられています。次年度の具体的な実施内容につきましては、各校の高校生による企画検討会において決定し進めていきたいと考えていますが、私どもとしましても、今回の反省や意見などを踏まえて、さらに良い事業へと育つよう支援・調整に努めてまいります。なお、今年度実施しました模様や作品などは、パネル展示を行い多くの方にご覧いただくこととしました。明日26日より3月15日まで、本庁舎2階の研修室前の壁面に展示いたしますのでお立ち寄りいただきたいと思ひます。報告につきましては、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、「土浦市移住フェア」についてを報告願ひます。

○羽成広報広聴課長 「土浦市移住フェア」についての報告です。1月19日土曜日と2月10日日曜日の2回、いずれも有楽町駅前にある東京交通会館1階ピロティにおきまして銀座農園が主催するマルシェに合わせて開催したものです。1月19日につきましては、移住先としての本市の可能性を因るため、アンケート調査を実施しまして、本市の認知度や住まいを選ぶ際に重視すること、移住の意向などを伺ひました。通行人513人の方にご協力いただひています。このアンケート調査の結果ですが、資料の15ページ(2)の①認知度の設問では、回答者の約8割から本市を「知っている」との回答をいただいたところす。地域資源の魅力度では、ご覧のように回答が多かったのが、レンコン、霞ヶ浦、花火といったところす。その他の多くは、回答数も少なく横並びといった結果す。魅力度というものは、その地域が持つブランド力であり、多くの方が同じイメージとして共有できるものが、魅力を引き上げていると言われている。この結果を見ますと、まだ多くの方に魅力を伝え切れしていないと思われるところす。(3)の住む場所を選ぶ際に重視することでは、交通の利便性を筆頭に記載のとおりとなっています。教育の内容、保育所・幼稚園、小中学校の数が思ったより少なかったのは、回答者の年代で対象になると思われる20代・30代の割合が少なかったためと考えられます。資料14ページ資料中ほど②の部分す。2月10日につきましては、本市に足を運んでもらうきっかけづくりのため、土浦市内で使用できる食事券やレジャー優待券などが当たる抽選会を実施しました。また、両日とも土浦ブランドの認定

事業者による認定品販売とブランドPRを行ってきたところです。同行いただいた出店事業者、販売商品につきましては記載のとおりです。パブリシティ・PR・開催時の様子につきましては、資料16ページに記載のとおりとなっています。本事業につきましては、中々効果が見えづらい部分があります。大都市近郊での人口流出、本県の人口減少加速といった社会状況の中で、これだという秘策がありませんので試行錯誤を繰り返しながら着実に成果につなげてまいりたいと思います。報告につきましては、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

市長公室の皆さんは退席して結構です。

(市長公室退席)

(総務部入室)

○平石委員長 これより総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づき、平成31年度主要事業について2件ありますので順番に説明願います。まず、公文書書庫移転事業についてを説明願います。

○真家総務課長 平成31年度主要事業についてご説明します。書庫移転事業でございます。事業の目的でございますが、現在、公文書につきましては、市内3箇所の書庫に分散して保存しているところでありますが、長期保存文書の累積によりまして書庫の容量がひっ迫していること、また書庫が分散していることによる文書の管理や検索、書庫の警備等に支障があることから旧穴塚小学校に書庫を集約することにより書庫の狭隘化の解消及び保存文書の一元管理を図るものであります。次に事業概要でございますが、旧穴塚小学校の改修工事。窓へのガラスフィルム貼、面格子の設置、床の張替え、書庫通路への照明の配置替等を実施するとともに約7,500箱の文書保存箱の運搬並びに既存の書架約200台の解体、運搬、組み立てを行うものであります。経費につきましては記載のとおりでございますが、予定としましては5月に改修工事の着手、12月に書庫の移転作業を開始し、32年の4月から本格運用の開始を予定しております。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○吉田委員 結構、今までもいたずらとかあったのか。

○真家総務課長 今までは、いたずら等は聞いておりません。確かに、書庫なのでわざわざ進入してまでも盗るといようなことはないと思いますので、私が知っている限りでは今までございません。

○篠塚委員 面格子というようなことですが、ポプラの人も来ますので、地域の方々に特殊な施設ではないというような形で、見た目が、そのように良く考えてチェックして、イメージ的に鉄格子になってしまうので、その辺をよく配慮していただいて、よろしくをお願いします。

○沼田委員 1点だけ。旧宍塚小学校を使うのは、今回が初めてですか。倉庫として使うのが。今回が初めて。

○真家総務課長 初めてです。

○平石委員長 その他、何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、地域防災対策整備事業についてを説明願います。

○真家総務課長 地域防災対策整備事業でございます。事業の目的でございますが、本市の地域防災計画に基づきまして市民の生命身体財産を災害から保護するとともに首都直下地震などの大規模災害に備えるために防災減災対策の充実を図るものであります。次に事業概要でございますが、これまで東日本大震災などの災害を教訓として地域防災計画の見直しや避難所の非常食、防災資機材の備蓄、防災行政無線等の情報伝達手段の整備、などによりまして減災対策を進めております。それを踏まえまして31年度に予定しておりますのは、記載にありますように防災倉庫への備蓄品の配備や倉庫の修繕などの地域防災倉庫整備事業、町内会の防災井戸の整備事業、罹災証明書の発行と被災者台帳の整備を同時並行で行う被災者生活再建支援システムの整備負担金、地元町内会や自主防災組織等が災害弱者である高齢者や障害者を平常時は見守り、災害時は安否確認や避難支援を行うための直近の名簿を出力するためのシステム整備事業などがございます。今後につきましても避難所などの環境整備や自主防災組織の育成を図るとともに災害時の迅速かつ的確な情報発信手段の確保に努めるなど更なる地域防災力の強化を目指してまいります。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○吉田委員 市長公室の方も絡んでくるのかな。災害協定を土浦市もいろいろな団体と組んでいるよね。ニュースで北海道の地震の時に、札幌市でも何でもバス会社と協定を結んでいる。帰宅困難者の関係で。協定を結んでいるんだけど、実際、あの時も夜だったんだよね。そしたら、バス会社が運転手がいないと。帰宅困難者が協定でいうとバス会社がピストン輸送をするという協定なんだよ。ところが実際は運転手がいなくて。そういうこともあるから、土浦市も今後、そういった災害協定というのはありがたいが、もっと詰めていかないと。形だけで終わっちゃうところがあるから。北海道地震を参考に、そういうリストなんかもでていようから、調べて見て。

○海老原委員 今年度の事業内容で◎が4つあるんだけど、新規事業はあるのか。

○真家総務課長 この中で新規事業は、3つ目と4つ目でございます。3つ目の被災者生活再建支援システム整備事業につきましては、県で市町村をまたいで罹災証明、さらに台帳を整備するシステム。県全体で市町村まるごと運用出来るシステムを構築することで、今年度システムを作る。それについての負担金の割合を整備の負担金を各市町村に求めているものでございます。4つ目の避難行動要支援者支援システム整備事業につきましては、障害者や高齢者等が災害時に周りの方が避難の手助けをしなないと、なかなか避難が難しいということがありますので、今年度名簿を整備しまして、地区長

や自主防災組織等に配布してございます。こちらのシステムは住民基本台帳と連動する形で、転入転出、あるいは亡くなったかどうかという部分と。あとは障害者手帳の等級、高齢者の方で情報と連動するシステムを今回計算センターに委託をして作り、直近の名簿が打ち出されますので、それを年に2回ほど地域の地区長さんや自主防災組織の皆さんに台帳を配布して、普段の見守りに使うといったものでございます。今年度新規のものでございます。

○今野委員 今の名簿。具体的に人数はどのくらいなんですか。

○真家総務課長 3,000人ほどでございます。障害者手帳1・2級あとは知的障害者の手帳が○A、Aと、あとは介護。要介護3以上。あとは従来の手挙げで上げている人。21年度から運用しております。その当時は、等級ではなく、手挙げでやっていたので、搭載する方は名簿に対して搭載することは出来たので、約3,000名ほどいらっしゃいます。

○久松委員 その名簿は、本人の同意を得たものですか。

○真家総務課長 個人情報関係がございまして、地区長さんや自主防災組織に配布する名簿の方は、本人の同意を得た方のみでございます。ですので、現在同意率は50%程度なので、全員の分の台帳ではなく、半分程度の台帳しか配れない状況でございます。

○久松委員 未同意の状況というのはどうなの。

○真家総務課長 自分の障害のこととか、そのようなことを周りに知られたくないといった部分が非常に多いのかなと思います。ですので、いざという時に手助けが出来るような部分もございまして、出来るだけその部分の説明はしているんですが、やはり障害。精神障害とかもございまして、そういうことも周りの方に知られたくないということかなということです。

○久松委員 そういう状況の中での緊急時の支援はどうするんですか。

○真家総務課長 他の市町村等も同じような課題を抱えているところがございまして、私どもで考えているのが、各地区公民館。さらには避難所。避難所には常時全員分の台帳を常備しておいて、災害時にはその台帳を開示する。これについては災害時には開示してもいいということになっておりますので、その時点で開示するような形を考えております。

○久松委員 その他は。

○真家総務課長 これも町内会ごとで温度差はあるのですが、通常時からそういう部分は、周りの自治会の方が使う。使っているところは使っているんで、そういう時は名簿の有無に関らず、避難の支援というんですか、そのようなことをやってもらえる形があると思うんですけども。そうでない町内会もありますから非常にその部分が課題であるかなあとと思います。

○吉田委員 参考までに地震で淡路島を調べたことがあるんだよ。その当時の話を受けたんだけどね。地域の消防団は、あそこの家のおばさんは、どこの部屋に寝ているというようにみんな分かっている。だから救出も早かったということで、本当にけが人が



少なかった。そういうのが今の日本には無いなと思ってさ。この辺でもね。どこに寝ているなんて、そこまではね。そういうコミュニティがあってもいいのにな。

○望月総務部長 今地域のコミュニティが不足しているということがありますので、被災時の名簿の活用を地域の中でうまくやってほしいということで、働きかけているという状況でございますけれど、なかなかプライバシーの問題もあって、知られたくないというところもあるのですが、行政の方としましては、こういったものを活用できるように普段から近所付き合いといいますか。そういうところの意識を高めていくというのも災害の対応として近道であると考えますのでよろしく申し上げます。

○平石委員長 昨日、防災講演会を拝聴させていただいて、浅野先生の話、目から鱗ということがかなりありましたので、今要支援の話がありましたが、対応、対策にも、もう一度見直しというか、取り入れていただけるよう検討していただきたいと思います。

○平石委員長 その他、何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、洪水ハザードマップの改訂についてを説明願います。

○真家総務課長 洪水ハザードマップの改訂についてご説明いたします。また、お手元に改訂後のハザードマップをご用意させていただきました。まず、経緯及び目的ですが、洪水ハザードマップにつきましては、前回の改訂（平成19年）から10年以上経過しており、水防法の改訂により浸水想定区域が見直されたことや浸水害に係る家屋倒壊危険区域が示されたことなどから所要の改訂を行いました。2の概要、3の主な改善点については、記載のとおりでございます。3月15日に全戸配布を予定しております。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○今野委員 これは以前のものとは比べてだいぶ改訂されたのですか。

○真家総務課長 以前のは、平成19年に出来たものなのですが、前回2分割になってございます。手野方面と桜川方面。今回は1面に収めてございます。あとは、改善点は、主な改善点ということで、3番に記載してございます。1番が今申し上げた部分でございます。2番目が市全体を記載してございます。避難所等も載せております。外国人への配慮ということがございますので、凡例に併記しております。

○今野委員 見やすくしたということですよ。今の説明は。それとは別に場所、箇所が変更になったとかあるのかとか。

○真家総務課長 浸水想定区域というのがですね、以前は30年に1度の確立で浸水想定区域を設定していたんですが、国、県の水防法の改訂によりまして、1,000年に1度。30年に1度どころではなく、大規模な豪雨が起りやすくなっていますので、1,000年に1度の確立で起こる大豪雨、大規模災害を想定した浸水想定区域を設定し直しました。なので、霞ヶ浦と桜川沿いの浸水想定区域も若干拡大しております。それを載せてございます。

○矢口委員 作成費用が126万3,600円。これ配布は。

○真家総務課長 こちらの金額は作成費用だけです。配布は市報と一緒に配布する予定でございます。

○平石委員長 その他、何かありますか。  
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市行政財産使用料条例の一部改正についてを説明願います。

○渡辺管財課長 土浦市行政財産使用料条例の一部改正について をご説明いたします。始めに本案件の改正の趣旨と内容でございますが、今年10月1日に予定されている消費税引き上げに伴うもので、土浦市行政財産使用料条例第2条第1項中100分の8を100分の10に改めるものでございます。こちらの、施行日は、本年10月1日となります。4番、その他でございますが、施行日の10月1日以前に使用許可を受けた場合は、現行の税率を適用することとなります。また、(2)としまして、行政財産使用料の算定方法について参考に、記載させていただきました。その中で、土地の貸付けにつきましては、基本的には非課税とされていますが、貸付け期間が1ヶ月未満の土地の貸付けについては、課税とされる為、算定方法には、今回は、消費税の表記を記載してございます。ご了承お願いいたします。次の5ページには、新旧対照表をつけさせていただきました。こちらはご覧いただければと存じます。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。  
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市汚泥再生処理センター整備事業実施設計及び建設工事請負契約の締結についてを説明願います。

○渡辺管財課長 本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する案件でございます。工事につきましては、予定価格が1億5千万円以上のもの、財産取得につきましては、2千万円以上のものが該当いたします。当案件は、市民生活部 環境衛生課からの案件でございます。なお、本日は、環境衛生課五来課長が出席しておりますので、よろしく願いいたします。始めに今回の工事の目的でございますが、恐れ入ります9ページをお開き願います。今回の工事の概要でございます。ページ下のところ9番に記載がございますように、循環型社会形成に資する為、老朽化した衛生センターを現在の汚泥に加え、農業集落排水処理施設汚泥を併せて処理する再資源化設備を設けた汚泥再生処理センターとして今回、建て替えるものでございます。次に一段下の10番工事概要でございますが、今回、実施設計から土木建築工事及び電気設備工事までを一体的に行うものでございます。恐れ入ります6ページに戻っていただきまして、名称、工事場所、工事内容につきましては、記載のとおりでございます。契約金額につきましては、税込で20億3,040万円。契約予定者としてしましては、クボタ環境サービス株式会社でございます。契約方法につきましては、随意契約となります。本件は、その性質及び特殊性から価格のみによる競争入札とするのではなく、し尿等処理及び資源化システムの安定性、維持管理費の経済性などの様々な観点から、総合的に最も適した受託

者を特定するため、プロポーザル方式により決定したものでございます。見積り合わせの結果につきましては、7ページをご覧いただきたいと存じます。落札額は、税抜き18億8,000万円でございます。次の8ページは、請負業者であるクボタ環境サービスの会社概要でございます。当該事業者は、東京都中央区に本社がございまして、資本金9,000万円、年商は、453億円となっております。ページ中ほどから下には、近年の代表的な請負工事を表にしております、こちらは、ご覧いただければと存じます。次の9ページは、本案件の概要となっております。次の10ページをご覧頂きますと、上段が最終完成時のイメージ図でございます。そして下段が全体の配置計画図でございます。その中で赤く表示してある箇所今回、新たに処理棟を建設する予定でございます。その後、図右側に表示してございます既存施設の解体を行い、最終的に上段の完成イメージ図のようになる施工の流れとなります。最後に、11ページがスケジュール表でございます。議決をいただいた後、本契約を行い2年間の設計、工事期間の後、2021年4月の新施設稼動を計画しております。本案件についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○久松委員 助燃剤化とはどういうことをするのですか。

○五来環境衛生課長 こちら助燃剤化いたしまして、脱水汚泥ですね。汚泥ですね70%以下の断水率で脱水いたしまして、こちらにつきましては清掃センター、燃料の変わりに使用するということでございます。

○久松委員 新旧施設の表が中ほどにあります、外部に処理委託する委託費はどうなっているの。

○五来環境衛生課長 手持ちがございませんので後ほどお示しいたします。

○沼田委員 クボタ環境サービスというのは、土浦市で実績はあるのですか。契約した今までの実績。

○渡辺管財課長 クボタ環境サービスの方は、主に衛生センターの設備を直したり、委託している業者でございます。

○沼田委員 実績はあるのですか。

○渡辺管財課長 ございます。

○沼田委員 こういう会社が潰れるということを考えるしかないんだよね。またがった契約でしょ。そうすると折角工事をやっていて、だめになっちゃったと、そういうこともあるのでよっぽどそこを注意してやらないと、まずいのではないかと思うんですよね。最近が多いからね。

○吉田委員 通常の入札とは違うから、電気とか、土木とか、あるんだけど、施設自体が特殊だから、これでいいと思う。ましてやプロポだから。プロポは何社参加した。

○五来環境衛生課長 プロポーザルの方は、専門資格がありましたのは1社でございました。

○吉田委員 審査はどのような人が行ったのか。

○五来環境衛生課長 プロポーザルの審査員につきましては、委員長は高専の教授の

方。水処理関係を専門にしている方。あとは市の外部の方でございます。

○吉田委員 1社でもプロポとは言わないよな。消防庁舎、本庁舎だって、必ず3社、4社は参加しているんだよ。それで比較してやるんだよ。1社はなんとも。これは1社でも成り立つんだ。プロポの場合。

○渡辺管財課長 はい。1社でも成り立ちます。一般競争入札と同じ考えです。

○吉田委員 市町村によっては1社ではな、流れるところもあるんだけどな。土浦市の場合是一般競争入札の場合でも1社でも大丈夫というのがあるからな。ちょっと考えた方がいいんじゃないかな。

○矢口委員 結局やる業者は決まっているんだよ。これはしょうがないんだよ。他でやると言ってもやれないんだから。そういうシステムだから。

○吉田委員 処理センターなんかやっている業者はいっぱいありますよ。

○矢口委員 あるけれど、現実には、土浦市は土浦市をやってもらいましょうよと。みんなそうだよ。

○篠塚委員 工期が議決後となっているのですが、施工管理はどちらの課が担当するのですか。

○渡辺管財課長 住宅営繕課の方で内部の方は、工事管理を行いまして、それとは別に建築関係と同様に、外部に工事管理業務の方は委託する予定でございます。

○篠塚委員 湖北環境組合の契約があると思うのですが、契約満了と稼働の工期がうまく行くのかどうか。その辺はどのように考えているのか。

○五来環境衛生課長 今後、構成市と協議を進めて参りますが、契約ではなく、建設施設の償還が31年度で終了する。その中で償還が終了するまで抜けないという話し合いがあったんですが、今回、新施設が完成するのが33年度からになりますので、それが完成するまでは新治地区の受け入れが出来ませんので、そこを目途に湖北環境組合から離脱等につきまして、協議を進めて行きたいという風に考えております。

○吉田委員 管財課長、プロポというのは、金がかかるんだよな。模型を作ったり、業者も何百万かかかるんだよ。そういう意味でも、当初から取れるか取れないか分からないけど金がかかるというのがプロポなんだけれど。一般競争もこういうのは、今の一般競争というのは、条件がいっぱい付けば、出来るんだよな。会社だって、どのくらいの大きさだとか、経験でもって届出てこのくらいでやっているとか。一般競争でも出来たよな。ただ、どっちがどうだというのはな。一般競争だったらもうちょっと金額が下がったかなあという気がするんだよな。所見です。

○渡辺管財課長 難しいところでございますが、今回は特殊な建物ということで、プロポで担当課の方でもやりたいということで、始まった話でございまして、業者の方もがんばって、予定価格からは90万円ほど落として。

○吉田委員 20億だぞ。まあいいよ。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市議会議員一般選挙について概要を説明願います。

○**真家総務課長** 土浦市議会議員一般選挙についてご説明します。告示日は4月14日(日曜日)で投票日は21日(日曜日)午前7時から午後6時までとなります。その後、7時より霞ヶ浦文化体育会館にて開票となります。投票所は市内50箇所となります。その内、板谷投票所については、前回、板谷公民館が建て替えのため一時的に都和児童館を投票所としましたが、今回立替工事が完了したことから投票所を板谷町公民館へ戻すものであります。次に定数は24人で期日前投票所は市内5箇所となります。ただし新治期日前投票所については、保健センター新治分室から隣接の新治地区公民館へ変更となります。立候補の届出関係ですが、まず説明会については、3月22日(金曜日)午後1時30分から市役所2階の男女共同参画センター研修室1・2にて行います。事前審査については、4月上旬で現在調整中でございます。立候補の届出については、告示日の4月14日(日曜日)の午前8時30分から午後5時まで説明会と同じく男女共同参画センター研修室1・2にて受付を行います。続きまして選挙運動の公費負担についてですが、記載のとおりとなっております。ただし以前条例改正の際に説明させていただきましたが、選挙運動用のビラにつきましては、今回の選挙から市議選においても4,000枚まで頒布が可能となりまして公費負担となります。最後に選挙運動後の収支報告についてですが、選挙終了後15日以内に提出が必要となります。説明は以上でございます。

○**平石委員長** この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**平石委員長** その他総務部から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**平石委員長** 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○**平石委員長** 総務部の皆さんは退席して結構です。

(総務部退席)

(午後0時 休憩)

(午後1時 再開)

(市民生活部入室)

○**平石委員長** これより市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づき、土浦市コミュニティセンター条例の一部改正について説明願います。

○**飯泉市民活動課長** 土浦市コミュニティセンター条例の一部改正について説明をさせていただきます。こちらは、市民活動課において所管しております神立地区コミュニティセンターに関する、条例の一部改正となっております。1番の改正の趣旨にありますとおり、消費税率の引き上げに伴いまして、利用料金の改訂を行うものでございます。また、今回の改正に伴いまして一部、字句の修正も併せて行わせていただくものとなっております。2番の改正の内容でございますが、コミュニティセンターの利用料金につきましては、第9条第3項におきまして別表のとおり記載されております。この度、この別表の利用料金につきまして、消費税の引き上げ分の改訂を行うものでござい

ます。また併せまして、第6条第1項につきましては、常用漢字を用いた表現への訂正をするほか、第7条第1項及び第14条第1項につきましては、民法と合わせた表現に、改めるものでございます。3番の改正文案につきましては、2ページ、3ページとなっております。4番の施行日につきましては、平成31年10月1日からとなっております。説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市男女共同参画センター条例の一部改正についてを説明願います。

○飯泉市民活動課長 土浦市男女共同参画センター条例の一部改正について説明をさせていただきます。こちらにつきましても、1番の改正の趣旨にございますとおり、消費税率の引き上げに伴います、条例の一部改正を行うものでございます。2番の改正の内容につきましては、別表のとおり、消費税の引き上げ分の改訂を行うものでございます。3番の改正文案につきましては、5ページに資料を付けさせて頂いております。4番の施行日につきましては、こちらも平成31年10月1日となっております。説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○篠塚委員 8%から10%に上がったらず端数が出ないはずなんだけれど、これは5円とかになってしまうものなんですか。作った時に8%との消費税に設定したんですか。これ。

○飯泉市民活動課長 今回消費税率の改正に伴う、使用料金の改正が行われる使用施設でございます。統一した形で端数が出ても、端数は付けるという形で、土浦市も統一した形となっておりますので、5円単位での金額が出るというものでございます。

○篠塚委員 イメージとしてぴったりとなるというイメージなんですけれどもね。これは消費税分だけしか上げないよということですよ。分かりました。便乗して35円を40円にしてということはないということで。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市自転車駐車場条例の一部改正についてを説明願います。

○下村生活安全課長 土浦市自転車駐車場条例の一部改正についてでございます。この改正につきましても、平成31年10月1日に行われます消費税の引き上げ分10%に伴います自転車駐車場の駐車料金を改定するものでございます。今回はあくまでも定期の1ヵ月単位の料金の改定というような内容となっております。改正内容につきましては、2番目にありますように、現行の料金、それが2%分上がるということで改正後の金額というような料金体系となります。3番の改正案文につきましては、7ページの内容となります。4番施行日につきましては、平成31年10月1日という予定でございます。説明については以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。  
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市消費者安全条例の一部改正についてを説明願います。

○下村生活安全課長 土浦市消費者安全条例の一部改正についてでございます。昨年9月議会におきまして、ニセ電話詐欺の撲滅宣言がなされたところでございます。また、昨今、法務省等を装いました架空請求ハガキ。配達業者を騙るショートメールでの詐欺というようなものが一向に減ることが無く、増えているという状況でございます。その中で騙されないための賢い消費者となるためには、行政が消費者に対する計画的な教育、消費者教育を実施しなければならないというような内容がございます。2番の改正内容でございます。土浦市消費者安全条例の第12条におきまして、消費者教育に関する施策の総合かつ計画的な推進を図り市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者教育推進計画を定めるものと規定がされております。今回この推進計画を策定するに当たりまして、消費者団体、事業者団体で構成いたします土浦市消費者教育推進地域協議会を設置をするというような内容になります。また、この協議会の委員の報酬を定めるというような内容で今回の一部改正になるということでございます。3番の改正案でございますが、9ページ10ページに掲載させていただいております。施行日につきましては、平成31年4月1日、実施予定ということでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。  
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてを説明願います。

○五来環境衛生課長 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてでございます。こちらも消費税率の引き上げに伴いまして、平成31年10月1日に改正をするものでございます。改正の内容の表にございますようにし尿汲み取り手数料、それから浄化槽汚泥の処理手数料、ごみですね。こちらは事業系のごみの清掃センターでの処理手数料が引き上げになるものでございます。なお、家庭ごみの持込につきましては、5円単位での端数処理の関係で改正はございません。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。  
（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市霊園条例の一部改正についてを説明願います。

○五来環境衛生課長 土浦市霊園条例の一部改正について、こちらも消費税引き上げに伴いまして、平成31年10月1日に改正をするものでございます。こちらの表にございますように、市営霊園の霊園管理料。こちらにつきまして、消費税分の引き上げをするものでございます。なお、永代使用料につきましては非課税のため、対象外となって

おります。4番その他にございますが、霊園管理料は3年分を一括納付していただいておりますので、10月1日前に発行いたします納入通知書にかかります管理料につきましては、経過措置として改正前の管理料で納入いただくものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○篠塚委員 霊園管理料の滞納はどのくらいあります。件数的には、年数溜まっているとか。

○五来環境衛生課長 4月の段階でございますが、未納の件数といたしまして、873件。約500万円の滞納がございます。長い方で3期ですので、10年近く納めていない方がいます。あとは1期、2期の方でございますので、引き続き滞納整理に努めていきたいと思っております。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市営斎場条例の一部改正についてを説明願います。

○五来環境衛生課長 こちらも消費税引き上げに伴いまして、平成31年10月1日に改正をするものでございます。表にございますように、市営斎場の式場等の利用料を8%から10%に引き上げをするものでございます。なお、火葬料につきましては、非課税のため対象外でございます。こちらも4番その他に記載いたしましたように、経過措置といたしまして、10月1日前に利用許可を受けた方につきましては、改正前の料金で納入をしていただくものでございます。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市汚泥再生処理センター整備事業実施設計及び建設工事についてを説明願います。

○五来環境衛生課長 土浦市汚泥再生処理センター整備事業の概要についてご案内させていただきますので、31ページをご覧ください。事業の目的でございますが、老朽化した衛生センターのし尿、浄化槽汚泥に加えまして農業集落排水施設の汚泥を処理しまして、清掃センターの助燃剤とする汚泥再生処理センターとして建替えるものでございまして、国の循環型社会形成推進交付金及び震災復興特別交付税を活用した事業でございます。現在の予定ですと、当初は沢辺地区の農業集落排水施設の汚泥を処理するもので、将来的には、し尿や浄化槽での処理料が減少して行けば、他の農集施設の汚泥も処理することを検討しております。31年度の事業内容でございますが、設計施工一括発注によります実施設計及び建設工事、そして管理業務委託等を実施いたしまして、平成32年度までに処理施設を完成させ、翌33年度に既存施設撤去を目指すものでございます。先ほど久松委員の方からご質問のございました現在の衛生センターにおける脱水汚泥の処理でございますが、結城市にございますときわ化研という業者に処理を委



託しております、年間930万円。予算額が930万円ということで処理をお願いしているものでございます。17ページをご覧ください。土浦市汚泥再生処理センター整備事業実施設計及び建設工事についてでございます。管財課と先ほど説明した部分が重複するところもございしますが、ご了承願いたいと思います。3番工期につきましては議決日の翌日から平成33年3月15日まで。平成33年度からの稼働を予定しております。契約金額は、税込20億3,040万円。契約の相手方はクボタ環境サービス株式会社。現在、衛生センターの施設運転管理を請け負っている企業でございしますが、水処理資源化などを得意とする大手プラントメーカーでございします。6番契約の方法は、公募型プロポーザル方式により選定いたしました契約公募者と随意契約を行うものでございします。委員の皆さまには12月にファックスで選定結果をお知らせいたしました。公募の結果1社のみでございしましたが、技術提案書及びプレゼンテーションを審査した結果、実績に基づきました知見のもと、技術力を活かしたプラントを活用した提案でございまして、長期において安定的にし尿等を処理できること。それからランニングコストを抑えた処理資源システムであることが高い評価を得ましたことからクボタ環境サービスを契約候補者として特定いたしました。今回1社でありましたことから、配点合計100点のところ最低基準点、こちらを50点という風に設けました。得点としましては76点という高い得点を獲得いたしました。7番処理施設の概要でございしますが、処理規模は1日あたり33.8k1でかなりコンパクトになります。資源化方式によりまず清掃センターで使用する助燃剤として活用いたします。また、雨水の処理方式に関しましては生物処理を行ったうえで下水道放流をいたします。19ページのカラーになりますが、上の図が完成イメージ図でございしますが、現在の衛生センターの様子と大きく異なります。し尿の投入口、薬品タンク、処理設備、これら一つの施設の建屋内に納まっております。加えて、バキュームカーの出入り口は高速シャッターを設置いたしました。臭気対策とか景観への配慮、災害時の薬品等の流出防止も図っているものでございします。下の図が全体配置図になりますが、赤色のコンパクトな部分がお解りになると思います。既存設備につきましては、33年度に解体撤去を行う予定でございします。説明は以上でございします。

○平石委員長 この件について何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、平成30年度土浦市一般会計補正予算（第6回）（案）について3件ありますので順番に説明願います。第17回世界湖沼会議開催事業を説明願います。

○水田環境保全課長 第17回世界湖沼会議開催事業でございします。1補正の理由でございします。サテライトつちうら実行委員会会計の歳入歳出決算がまとまりまして、市が負担すべき費用が確定いたしましたことから減額補正をするものでございします。2補正予算額。3補正の内容。次のページになります22ページサテライトつちうら全体の収支決算書については関連がございしますので、一括してご説明をさせていただきたいと思ひます。まず始めにサテライトつちうら実行委員会の会計が確定いたしまして、歳入か

ら歳出を差引いた69万7,000円が残金として残ったものでございます。歳出のところをご覧いただきたいと思います。サテライトつちうら69万7,000円が残金として残りまして、その部分を当初予算1,000万円から差し引きまして、補正後の予算を930万3,000円とするものでございます。また、サテライトつちうら実行委員会の事業につきましては、市負担金としまして、1,000万円予算を組ませていただいております。その内3分の2につきましては、県の実行委員会から負担をいただけるということで、県の方と調整をしておりましたので、内訳としましては、県の負担分675万円。市の負担が325万円となっております。その他に助成金など活用させていただきまして、事業を計画させていただいたところでございます。サテライト事業、すべて終了しまして他の市と町の事業費も確定しまして、特に茨城町でサテライト事業を行ったところでございますが、台風の影響などによりだいぶ規模が縮小されたことなどから、本市への配分額が当初675万円としたところ161万円増額されまして、結果836万円が県の実行委員会の方から歳入されることになりました。その分市の方の負担が同額減額となったところでございます。県の実行委員会からの歳入は雑入の方で予算化させていただいたところでございます。当初予算675万円に対しまして、補正161万円が増額となりましたので、補正後の予算につきましては、836万円となったところでございます。最終的にサテライト事業にかかる市の負担金は、当初325万円であったところから残金の69万7,000円を控除し、また県の歳入分の161万円の財源更正分を差引きまして最終的には94万2,000余円となるところでございます。第17回世界湖沼会議開催事業につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、土浦市汚泥再生処理センター整備事業を説明願います。

○五来環境衛生課長 汚泥再生処理センター整備事業に係る補正予算でございます。1番継続的補正でございますが、先ほど説明いたしました、実施設計及び建設工事につきまして、プロポーザルを実施して、契約候補者より整備費の内訳が提出されましたが、年割額に変更が生じました。当初の見込みより31年度が多く、32年度が少なくなったものでございます。また、総額で692万6,000円減となっておりますが、こちらは仮設管理事務所のリースにつきまして入札を実施したところ見込みより安く落札されたため、契約差金が生じたものでございます。2番明許繰越でございます。新施設の建設予定箇所でございます現在の管理棟を撤去いたします。衛生センター施設、第1期解体工事につきまして、年度内に実施する予定でございましたが、仮設管理事務所の設置が遅れまして、それに伴い本工事の着工が遅れましたことから工期を延長するため繰越をさせていただくものでございます。本体工事の発注仕様書を作成する段階で現地調査を進めましたが、仮設管理事務所の設置場所を変更することが生じたことから、新たに地質調査等が必要となったものでございます。なお、本体工事につきましては、

契約後、実施設計及びプラント機器類の作成を先行して行いますことから、進捗に影響がないと伺っております。説明は以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、平成31年度主要事業について8件ありますので順番に説明願います。まず、地域公民館整備事業を説明願います。

○飯泉市民活動課長 市民活動課が所管いたします、平成31年度の主要事業につきまして説明をさせていただきます。地域公民館整備事業でございます。本事業につきましては、町内会や地域活動における交流の拠点となります町内の公民館整備に対しまして、補助を行うことにより地域住民の連帯感、そしてコミュニティ意識の高揚を図るものでございます。平成31年度につきましては、新築が港町三丁目、滝田町の2件となっておりまして、修繕につきましては、藤沢団地、中村南、右廻4区の3件、合わせて5件の整備を予定しているところでございます。資料にはございませんが、補助率につきましては、工事費の3分の2となっておりまして、新築・改築が2,000万円、修繕は500万円が上限となっております。説明につきましては以上です。よろしく願いいたします。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○吉田委員 この件ではないが、部長と課長にお願いというか、提案事項があります。都和一丁目。現在、個人から土浦市が借りていて市営の戸建のアパートがあったんですけど、全部、退去が今年度で終わるのかな。住宅営繕課の方でも、来年、当初予算で整地してお返しをするんだけど、その中に、都和一丁目の集会所があるんですよ。皆さんが共有していた。その辺のことをどうなるのか、都和一丁目は新しい区長さんなんですが、その辺の問題もあるので、住宅営繕課長と話しているようだから、その辺を把握しておいてもらっていいかな。後で新しく作るとかということになると思うんですけども、私も区長とそういう話をしてみますから頭に入れておいてください。

○平石委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、協働のまちづくりファンド（ソフト）事業を説明願います。

○飯泉市民活動課長 協働のまちづくりファンド（ソフト）事業でございます。協働のまちづくりファンド事業につきましては、土浦市協働のまちづくり基金を活用いたしまして、市民団体等が自主的に行うまちづくり活動を支援することにより、活力ある地域社会の実現を目指すものでございます。平成30年度につきましては、3団体が認定を受けて事業を実施しております。補助の内容につきましては、1年目が事業費の4分の3で上限30万円、2年目が事業費の2分の1で上限20万円となっております。平成31年度につきましては、本年度からの継続となります2団体を含む7団体の活用を見込んでおりまして、新年度の募集期間は4月から5月を予定していると

ころでございます。説明につきましては以上です。よろしくお願ひいたします。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○篠塚委員 今度4年目に入ると思うのですが、まちづくりファンドの基金はまだいっぱいあるように思うのですが、90万と言わずに、もう少し枠を広げて、補助率をどうするかとか、実際にどのようなソフト事業に出すとか、いろんな形を5年目くらいで検討し直ししていただければと思うのです。190万。1億何千万基金あったよね。ハード事業はもう無くてソフト事業の方が多いかと思うので、ソフト事業のあり方というもの5年経ったら見直しをすとか、もうちょっと協働のまちづくりを進めて行く上で、重要なファンドなので力を入れていただければと思います。

○飯泉市民活動課長 平成27年度からこの制度をスタートしております。おっしゃるとおり、まもなく5年目を迎えますので、これまで活用されてきた団体の方からもご意見をいただきながら、あとはよその事例なども含めて、もう一度制度のあり方を含めて検討させていただければと思います。

○篠塚委員 よその事例というけれど、初めてやるのがいいんだから、使った人達の団体の意見とか。使いたいんだけど、要綱に合わなくて申し込み出来なかったとか。そんな人達の意見をまとめて、土浦の協働のまちづくりの事業として進めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○平石委員長 その他、何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、防犯対策事業を説明願ひします。

○下村生活安全課長 生活安全課の平成31年度の主要事業、3事業につきましてご説明させていただきます。防犯対策事業、こちらは継続の事業となっております。この中で防犯灯の設置補助事業でございます。防犯灯設置事業でございますが、こちらは安心して安全な明るいまちの実現を図るため、町内会等が実施いたしますLED防犯灯への交換、新設等に対します経費の一部を補助しまして夜間における防犯や事故防止を図ると。また、合わせて防犯灯の電気料金の補助を行いまして、町内会等の負担の軽減、さらに温室効果ガス排出量の削減によります環境負担の軽減を図っているというものでございます。31年度につきましても、昨年同様の予算の計上をさせていただきます、この切替事業につきましては、平成32年度において、全ての町内会がLEDの防犯灯の切替が完了するというような予定でございます。ちなみに31年度、実施いたしますとこのLED化率が93.6%というような状況でございます。説明につきましては以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○矢口委員 これ32年度までには全部完成すると言ったのか。

○下村生活安全課長 はい。

○矢口委員 そんなに早く出来るんだ。

○下村生活安全課長 26年度からLED化を計画的に進めていますので。

○矢口委員 町内でも電気料がすごく安くなるので、LEDにしてもらおうということで、出来るだけ早く。実際、市の方で電気料の負担は安くなるんだっぺ。

○下村生活安全課長 通常の蛍光灯の単価とLEDに切り替えることによって、単価料金が落ちてきます。料金が落ちているというのが現状です。ただ、すべてがLEDになった場合は、東電の電気料の単価も、月によって変動がある訳ですよ。ですから、なったあと下がるかといったら、それはちょっと厳しい状況かなと思います。

○篠塚委員 防犯灯だけのことだけではないのですが、街路灯事業というのが今もずっと行われてなくて、商店街は街路灯、住宅地は防犯灯と区分けしてやっていたと思うのですが、ある事情で街路灯は止まってしまっていて、かなり老朽化しちゃって落ちて危ないくらいのところになっているのですが、夜暗くて危ないということが進んでくると思うので、夜の安全確保ということで、全庁で商工観光課になるんですが、こちらの防犯灯と合わせて、夜の安全確保というのも議題として相談をしていただければと思います。街路灯事業というのはこれからも無いようなところがあると思うのでよろしくをお願いします。

○吉田委員 いまの篠塚委員の話なんだけれども、関連すると、今の現状は並木地区なんかでも、商店がみんな辞めていっちゃうんだよね。それまで付けていた街路灯が消えて、逆にメインの通りが暗くてしょうがない。地区長さんからの要望で、商店街のところに防犯灯を付けるような、そういう時代になってきた。やっぱりそういうことを考えて見ると、ちょっと考えた方がいいのかなと思います。

○久松委員 場合によっては撤去も必要になってくるところもあるでしょ。老朽化して。撤去は誰がするのかね。

○篠塚委員 建主。

○久松委員 大変だね。

○吉田委員 私らは保険に入っているの。10軒で保険に入っているんだ。落下してけがした場合とか。それはそれで保険に入っているんだ。

○平石委員長 その他、何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、神立駅西口自転車駐車場整備事業を説明願います。

○下村生活安全課長 神立駅西口自転車駐車場整備事業でございます。こちら継続事業となっております。こちらにつきましては、既存の自転車駐車場を神立駅地区区画整理事業に伴いまして、移転整備するというものでございます。既存の自転車駐車場と同規模程度の性質とするため、土地区画整理事業で換地されます私有地の隣接地の一部を買収しまして、2段式サイクルラック、サイクルポートの屋根を設置しました平面駐車場を整備するものでございます。平成31年度につきましては、新設の駐車場の設置工事。なお、仮設駐車場の撤去工事を行いまして、年度内の新自転車駐車場の供用を開始を目指しているものでございます。説明につきましては以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。無いようであれば私から、この写真で

はわからないのですが、LEDの外灯というのは基本的には付くというようなことで考えてよろしいのですか。

○**下村生活安全課長** 資料のラックにつきましては、イメージ図ということで、これは実際土浦駅東口の2段ラックの駐車場になっております。今回の神立の駐車場につきましても敷地内に照明ということでLEDの照明を作るとというような計画になっております。

○**平石委員長** その他、何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○**平石委員長** この程度。

次に、荒川沖駅周辺自転車等放置禁止区域指定事業を説明願います。

○**下村生活安全課長** 荒川沖駅周辺自転車等放置禁止区域指定事業でございます。こちらにつきましては、新規事業になります。本事業につきましては、土浦駅および神立駅周辺と同様に土浦市自転車等の放置防止に関する条例に基づきまして、自転車等放置禁止区域を指定しまして、良好な交通環境の確保と市民の安全な生活環境を目指すものでございます。今後関係機関等からの意見を伺いながら放置禁止区域指定の周知を図ってまいります予定であります。あわせまして駅周辺の自転車駐車場環境の変化に対応しました市営臨時自転車駐車場の統合、廃止を行うものであります。説明については以上であります。

○**平石委員長** この件について何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○**平石委員長** この程度。

次に、PCB廃棄物運搬処分事業を説明願います。

○**水田環境保全課長** PCB廃棄物運搬処分事業でございます。事業の目的でございますが市が保有する全てのPCB廃棄物をPCB廃棄に係る特別措置法に基づきまして、適正に処分をして市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るものでございます。新年度の事業内容につきましては、まだ使用している機器がございますので、低濃度PCB廃棄物が含まれているかどうか、事前に分析を行うとともに、現在保管しております低濃度PCB廃棄物とともに処理事業所に運搬し処分を行うものでございます。予算につきましては、分析に係る委託料60万5,000円。運搬に係る委託料500万円。処分に係る委託料647万6,000円。合わせて1,208万1,000円を予定しているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**平石委員長** この件について何かありますか。

○**久松委員** 国が定めた期限が34年となっているけれども、土浦の場合は何時までに終わるのですか。

○**水田環境保全課長** 高濃度につきましては、今久松委員からありましたように34年3月31日。低濃度につきましては、平成39年3月31日となっておりますが、高濃度につきましては、今年度、市の保管しておりましたものは全て処分しております。低濃度は新年度に捨てて、処分をすると。31年度には今把握しているものは全て、市で

保管しているものは全部、処分が済むという形になります。

○平石委員長 その他、何かありますか。

（「なし」という声あり。）

○平石委員長 この程度。

次に、一般廃棄物有料化事業を説明願います。

○五来環境衛生課長 一般廃棄物有料化事業でございます。昨年10月からごみの減量化とリサイクルの推進、さらには費用負担の公平化、そしてごみに対する市民の意識の改革を目指しまして家庭ごみの処理を有料化いたしました。皆さまのお手元にカラーのリーフレット。土浦市民のごみ減量大作戦。こちらをお配りさせていただきました。こちらは2月中旬号の広報紙と一緒に全戸配布をしたものでございます。右上のグラフをご覧くださいますと、市民の皆さまのご理解とご協力によりまして、制度を開始いたしましたから3ヵ月で家庭ごみの量が10%減少いたしました。容器包装プラスチックや生ごみなどのリサイクル量が15%増加しております。なお、今回のリーフレットには制度を開始しましてから、お問い合わせが多かった内容や分別について再度記載をいたしました。10月の有料化後、容器包装プラスチックのリサイクル量。40%の増加をしておりますが、これまで取り組んでいなかった多くの方に分別を始めていただけるようになった訳でございますが、その分分別の精度も落ちている、容器包装プラスチック以外のものも含まれているようになったという実態がございます。そのため、今回中ほどに容器包装プラスチックと製品プラスチックの違い、大変分かりづらいものでございますので、内容でございますとか、容器包装プラスチックの出し方とか、スペースを割いて分かりやすく記載をいたしました。なお、昨日、環境問題地区懇談会を実施いたしました。その中でも分別についてのご質問ご意見がいくつかございました。今後もさらなるごみの減量化とリサイクルの推進のために様々な機会を捉えまして丁寧な説明をしていきたいと考えております。一部の集積場でルールが守られていないとのご意見もございました。そのような箇所につきましては、特別な背景があると考えますので全市一律の対応ではなく、単身世帯が多いとか、外国人が多いとか、個別での対応を考えていきたいと考えております。以上でございます。

○平石委員長 この件について何かありますか。

○篠塚委員 懇談会の中で、有料化の収支報告をしてくれというようなことがあったんですけれども、それは収支報告はすると思うのですが、その中にすごく市で儲けているのではないかという。最初の説明会でもだいたい話があたりしてたので、収支の報告の出し方として、収入が増えるでしょうから、その金額はどのように処理するのか。環境のために使うんだとか。含めた部分を出せるような形で一度出す前に委員会で報告していただければと思います。

○五来環境衛生課長 はい。

○吉田委員 市民からよく言われるのは、ごみ有料化は分かっている。でも高いというんだよな。料金が。去年の10月から始まった訳だから、約1年10月までやって見て、有料の分の値段の再検討というか、見直しというか、いくらかでも安くなるのか

どうか。そういう作業を今年やって欲しい。1年間やればなんとか出るんじゃない。

○**五来環境衛生課長** 料金の見直しであるとかについては、ごみ処理基本計画。5年に1度改訂をしていますので、これと合わせて行うものとなっておりますので、もう少し見させていただいて。

○**吉田委員** 5年は長いよこれ。それでは市民は納得しないよ。有料化はいいと。しょうがないと。確かにごみが減っているのはみんな分かっているから。でも高いと言うんだよ。

○**矢口委員** ごみ置場はだいぶ減った。量は前とは全然違う。捨てなくなったんだって高いからある程度。吉田委員の言うように高くなったのは事実だよ。よく調査して考えてみたらいいでしょうよ。

○**吉田委員** 5年にいっぺんの見直しというのはちょっと。

○**小松澤市民生活部長** 前回の一般質問でもそのようなお答えさしてもらったので、そういう計画があるというのが一つと。昨日環境問題地区懇談会をやった中で、ごみの袋の使い方というのでうすかね、ずいぶん減ったとおっしゃったとおり。週に2つから3つ出していた。それが45リットルになって、週に2個もしくは2週間にいっぺんという風なことで。赤い袋が減った。ただ容プラで出しているもの。これが増えた。そういったこともあって、ごみ袋の料金についての高い低いは無かったんですけども、使用するものが変わってきた。収集もそれに合わせて考えて欲しいということがありました。赤い袋を集める日を少なくして、容プラとかそういうので対応してくれ。あとは、雑紙が増えたというのがありました。雑紙も2週間にいっぺんじゃなくて、もう少し頻度を変えられないのかなということ、ごみ袋の値段そのものの議論もあるのでしょうか、全体としてどういったことが効率良くて、全体の負担がかからないとか、そういったことも含めて検討しなくてはならないかなと。そういった上では短期間であまりいろいろな仕組みを変えちゃうよりは、今言いましたけれどもある程度期間を見ないとその辺の方向性が定まらないのではないかな。変えるとなると市民の皆さまも理解するのに大変な時間がかかりますので、もう少し見極めの時間をいただきたいというのが正直なところでございます。

○**吉田委員** どのくらいだよ。

○**小松澤市民生活部長** 実際27年の生ごみを導入した時も、ぐっと下がったんですよ。またリバウンドして上がってきて、また今回有料化が始まったらまた下がったというようなことで、市民の方々傷みも慣れてきたところもありまして、もう少し見極める時間、最低でも3年くらいはやるしかないのかなと。まだ、半年経っていない状況なので、その辺ご理解をいただいて。

○**吉田委員** 先を見越して言っているのもあって、5年は長いよ。3年にしろよ。3年でやれよ。

○**小松澤市民生活部長** もう少しデータを収集した上でご相談をします。その中で、安定をした中で考えをまとめていくかなと考えていますので。

○**久松委員** 今雑紙の話が出たけれど、ごみ減量の一つのキーポイントと思っているん



ですよ。これの普及。これは民間の資源ごみと一緒に回収になるの。これで雑紙が増えたというけれど、私は実感が無いんだよね。まだまだ。市議会での資料を見ても増えてないですよ。もっとPRする必要があるんじゃないですかね。

○小松澤市民生活部長 確かに普段からやっている方についてはそんなに増えてないんじゃないかなという意見かもしれませんが。子供会で集めている雑紙のデータが出ていないので、想像としては分からないですけれども、集積場に出されている紙のデータとしては前年比に比べて16%くらい増えています。環境問題地区懇談会でも出し方についての質問がありまして、小さいものはどうするのか。封筒に入れてもらうとか。私がやっているのは雑誌に挟んで散乱しなくてちょうどいいんですけれども。そういった出し方の工夫であるとか。そういうことをやっていけばもう少し増えるのかなと思います。

○平石委員長 その他、何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。  
その他市民生活部から何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 委員から何かありますか。  
(「なし」という声あり。)

○平石委員長 市民生活部の皆さんは退席して結構です。  
(市民生活部退席)

○平石委員長 協議事項

まず、委員会の日程なんですけれども、先日の全員協議会の中でも予算委員会の全体会ということでお配りになったということがございますので、予定として3月14日木曜日午後ということで考えていますので、午前中が予算委員会の全体会ということなので、そういうことでお願いしたいと思います。今回の総務市民委員会で課長以上で3名の方が退職される方がいますので、この方への委員会から記念品といいますか、贈呈というのは副委員長と一緒に検討させていただきたいと思います。

○篠塚委員 ご勇退される方が2人いらっしゃる予定なんですけど、年度末で懇親会というのは年度末で今までやったことがないと思うのですが、送別会を兼ねてやるのであれば、そういうのも。職員まで呼ぶのは別として。他の委員会ではやっているところもあるらしいので、ご検討どうでしょうか。  
(「いいでしょ」という声あり。)

○篠塚委員 14日委員会終わってからの夜とか。最終日はあるでしょうから。

○平石委員長 そのような形で進めさせていただきます。14日の夜ということで。

○篠塚委員 積立金はいくらあるの。

○事務局 現在、20万円ほどです。

○篠塚委員 送別会くらいはあるの。

○事務局 霞月が一人1万2,000円ですので、11万円を差引まして、9万円。

○平石委員長 積立金を使わせていただいて、よろしくお願いいたします。最後もう1点なのですが、政務活動費の審査なんですけれども、毎年4月に行ってまして、事務局案としては15日から19日ということなんです、皆さんお忙しいと思いますので、提出期限が12日ということなので。

○事務局 前年度がその時期で行っていたということです。事務局案ではございません。

○篠塚委員 提出期限を前倒しにすることが出来るのですか。

○事務局 出来ます。

○篠塚委員 提出期限を早く出してもらって。

○平石委員長 提出期限前倒しでできるかどうか事務局と検討してみますので。

○吉田委員 10日前にやれよ。

○平石委員長 私もそう思います。全会一致ですから、事務局でお願いします。

○事務局 事務連絡としまして、全員協議会が3月5日、9時45分からと4日目、3月13日、13時15分から開催されます。

○篠塚委員 新聞社の写真撮影は何日だけ。

○事務局 11日の9時からです。あと、請願陳情が出てきましたので、3月5日9時30分から開催したいということでお話をいただいております。あと、霞月の会費を積立の方から。

○篠塚委員 14日の懇親会の場所もお願いします。

○平石委員長 あとで、副委員長と相談します。皆さんからなにかございますでしょうか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 以上で総務市民委員会を終わります。お疲れ様でした。